

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年4月5日（平成30年（行個）諮問第66号）

答申日：平成31年2月26日（平成30年度（行個）答申第183号）

事件名：本人が特定時期に北海道管区行政評価局に行政相談したことが分かる
文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書6」という。）に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報6」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月25日付け北海相第4号により、北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

平成28年（行個）諮問第52号（以下「諮問第52号」という。）答申書で、当方〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）と札幌法務局（以下「法務局」ともいう。）・総務省行政相談業務室との間のメールは根拠がないものである、と判断された。・・・別紙（添付略）

札幌法務局総務課氏名不詳性別不明職員が当方〇〇に説明し、当方〇〇が特定職員Aに電話で連絡したことは根拠があると判断されたので、文書があるはずだから。

注：特定職員Bのねつ造メールでは、当方を使用している。例）当方は関知していない。

実際の使用例：調査結果の1, 2を〇〇は聞いていないし、了解もしていない。〇〇の携帯電話の着信履歴。特定職員Aが「〇〇が送信したと主張するメール」など、当方は使用していない。

(2) 意見書1（添付資料省略）

別紙 2 のとおり。

(3) 意見書 2

別紙 3 のとおり。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 審査請求の経緯

平成 29 年 12 月 27 日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記 (2) の保有個人情報について開示請求があった。これに対して、処分庁は、開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を取得又は作成していないことから、平成 30 年 1 月 25 日付けで不開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月 31 日付けで諮問庁に対し行われたものである。

(2) 開示請求の対象となった保有個人情報

審査請求人が開示請求を行った保有個人情報は、審査請求人が平成 27 年月日不明に北海道管区行政評価局に行政相談した案件（「法務局から、通報者から照会がない限りは結果を知らせないということは、行政サービスの観点から好ましくないとして、照会がなくても結果を通知することとした。」旨の説明があったとの連絡をした。）について、そのことが分かる資料として、①相談対応票、②審査請求人が総務省に苦情の書簡を送付したことに対し、特定職員 A が特定職員 C に上記法務局の新たな対応について報告した文書、③審査請求人の保有個人情報訂正請求書に対し、特定職員 B が特定職員 A に確認した文書、④北海道管区行政評価局が総務省に事前協議した文書、⑤審査請求人の審査請求に対し、処分庁が諮問庁にそのてん末を回答した文書、⑥総務省理由説明書及び諮問第 52 号の答申書の根拠となる資料などである。

(3) 審査請求の趣旨

審査請求人が平成 27 年月日不明に北海道管区行政評価局に行政相談したことが分かる資料及びその処理状況が分かる資料の開示を求める。

(4) 諮問庁の意見等

ア 諮問庁の意見

北海道管区行政評価局に事実関係を確認したところ、平成 28 年 3 月 16 日付け総評相第 45 号による情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問第 52 号に際して、諮問庁から審査会に提出した理由説明書に記載したとおり、月日は不明であるが、北海道管区行政評価局の職員が審査請求人からの電話により、「法務局から、通報者から照会がない限りは結果を知らせない

ということは、行政サービス上の観点から好ましくないとして、照会がなくても結果を通知することとした旨の説明があった。」との連絡を受けている。しかしながら、当該審査請求人からの連絡に係る相談事案（特定受付番号）の処理は、「法務局では、通報者から照会があった場合、調べて伝えることができる」旨を審査請求人に回答した時点（特定年月日A）、すなわち、当該審査請求人からの連絡があった以前に完結しており、北海道管区行政評価局では、相談事案の完結後の状況変化については、記録する必要はないと判断したものである。

イ 結論

以上のとおり、処分庁においては、開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書を取得又は作成していないことから、原処分を維持することが適当である。

2 補充理由説明書

(1) 諮問庁の判断及び理由

ア 審査請求人が請求する相談対応票について

特定年月日Aに、審査請求人から、司法書士に法律違反があることを通知した通報者に対する処分、不処分の通知に係る相談を受けた際の内容を記録した相談対応票（特定受付番号）については、特定年月日Aに審査請求人に回答を終えて完結している。その後、審査請求人から提供を受けた情報については、当該相談が完結済みであることから当該相談対応票へ追記は行っていない。審査請求人からの連絡に関連して新たな相談を受理した場合は、別途、相談対応票を作成することになるが、そのような相談対応票は存在しない。

なお、今回の請求に対し、北海道管区行政評価局総務行政相談部首席行政相談官の執務室内、書庫、行政相談総合システム及び共用ドライブ内を探索させたが、存在を確認することはできなかった。

イ 審査請求人が総務省に苦情の書簡を送付したことに対し、特定職員Aが特定職員Cに上記法務局の新たな対応について報告した文書について

審査請求人から本省（総務省本省を指す。以下同じ。）への相談に関連して、法務局の新たな対応について、北海道管区行政評価局から本省へ、特定年月日Cに電話で報告を行っており、文書は存在しない。なお、特定職員Aが特定職員Cに報告した事実はない。

さらに、今回の請求に対し、北海道管区行政評価局総務行政相談部首席行政相談官の執務室内、書庫及び共用ドライブ内を探索させたが、存在を確認することはできなかった。

ウ 審査請求人の保有個人情報訂正請求書に対し、特定職員 B が特定職員 A に確認した文書について

審査請求人から訂正請求書が提出された際に確認を行っている（年月日は不明）が、文書は作成していない。

なお、今回の請求に対し、北海道管区行政評価局総務行政相談部首席行政相談官の執務室内、書庫及び共用ドライブ内を探索させたが、存在を確認することはできなかった。

エ 北海道管区行政評価局が総務省に事前協議した文書について

北海道管区行政評価局は、本省に対し事前協議を行っていないことから、文書は作成していない。

なお、今回の請求に対し、北海道管区行政評価局総務行政相談部首席行政相談官の執務室内、書庫及び共用ドライブ内を探索させたが、存在を確認することはできなかった。

オ 審査請求人の審査請求に対し、処分庁が諮問庁にそのてん末を回答した文書について

本省において、諮問第 5 2 号に係る理由説明書を作成するため、北海道管区行政評価局へ電話で確認照会（年月日は不明）を行っているが、北海道管区行政評価局はその際の回答文書を作成していない。

なお、今回の請求に対し、北海道管区行政評価局総務行政相談部首席行政相談官の執務室内、書庫及び共用ドライブ内を探索させたが、存在を確認することはできなかった。

カ 総務省理由説明書及び諮問第 5 2 号の答申書の根拠となる資料について

理由説明書は、諮問庁が、法 4 3 条 1 項（当審査会注：諮問第 5 2 号に係る諮問が行われた当時は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 6 9 号）による改正前の法 4 2 条が適用された。）に基づき、審査会へ諮問する際に、審査会の求めにより、諮問の理由を説明するために作成、提出する資料である。処分庁は当該資料を作成していないことから、その根拠となる資料を開示することはできない。

なお、答申書は諮問庁の諮問を受けて審査会が作成するものであり、もとよりその根拠となる資料を開示することはできない。

（2）結論

以上のことから、原処分を維持することは適当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成 3 0 年 4 月 5 日 諮問の受理

- | | |
|-------------|--------------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月23日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ④ 同年11月30日 | 審議 |
| ⑤ 同年12月13日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ 同月25日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑦ 平成31年2月4日 | 審議 |
| ⑧ 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、別件諮問事件（諮問第52号）の諮問に当たり、諮問庁から審査会に提出された理由説明書の「諮問庁の意見」の項中の「その後、月日は不明であるが、審査請求人から（北海道管区行政評価局の）担当職員宛てに電話で、「法務局から、通報者から照会がない限りは結果を知らせないということは、行政サービス上の観点から好ましくないとして、照会がなくても結果を通知することとした」旨の説明があったとの連絡があった。また、本省にも相談があり、本省行政相談業務室からの照会を受けた際に、上記の法務局の新たな対応について連絡した」との記述を基に、上記の審査請求人からの電話連絡（以下「本件電話連絡」という。）を受けて行われた処分庁の対応に関する本件対象保有個人情報記録された文書が作成されているはずであるというものである。

この点、当審査会において、本件諮問書に添付された資料を確認したところ、審査請求人の上記主張の前提となる経緯は、以下のとおりであると認められる。

ア 特定年月日A受付の審査請求人の行政相談（「司法書士への処分が司法書士法51条に基づく官報への公告のみとされており、通報者への処分及び不処分の通知がされないことの根拠について知りたい」という内容の行政相談を指す。以下、その対応結果等を記載した特定年月日A付け相談対応票（特定受付番号）を「別件相談対応

票」という。)について、対応した北海道管区行政評価局の職員が、電話で、法務局民事行政部総務課に対し、通報者から同法に基づく処分の有無について照会することができるか否かを問い合わせ、「一般業務サービスとして、調べて伝えることができる」旨の回答を得て、その日のうちに、その旨を審査請求人に電話で回答して、この行政相談に対する対応を完結するという処理を行った(別件相談対応票にもその旨記載した。)

イ その後、審査請求人が、電話で、北海道管区行政評価局の職員に対し、「法務局から、通報者から照会がない限りは結果を知らせないということは、行政サービス上の観点から好ましくないとして、照会がなくても結果を通知することとしたという説明があった」旨を連絡(本件電話連絡)した。

ウ さらに、本省にも審査請求人から同趣旨の行政相談があり、本省行政相談業務室からの照会を北海道管区行政評価局が受けた際、同局が、上記の法務局の新たな対応について、本省行政相談業務室に連絡した。

そして、このような経緯を踏まえて、審査請求人は、本件電話連絡を受けた処分庁の対応に関して、本件対象保有個人情報記録された文書が作成されているはずである旨主張するものと解される。

(2) 本件対象保有個人情報1について

諮問庁の説明は、上記第3の1(4)ア及び2(1)アのとおりである。

そこで、相談対応票の取扱いに関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、北海道管区行政評価局では、行政相談に対して回答を終えて完結した後の情報については、当該行政相談に係る相談対応票に追記しないのが通常取扱いである(なお、審査請求人から受けた連絡を新たな相談として受理した場合は、別途、相談対応票を作成することになる。)旨補足して説明しており、このような同局における取扱いが不合理なものとはいえない。

そうすると、審査請求人の特定年月日A受付の行政相談に関する北海道管区行政評価局の処理は、「法務局では、通報者から照会があった場合、調べて伝えることができる」旨を審査請求人に回答した時点(特定年月日A)で完結しており、北海道管区行政評価局において、本件電話連絡を受け、これを別件相談対応票にその後の状況変化等として追記しなかった旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、是認できる。

また、本件電話連絡の内容に照らせば、北海道管区行政評価局において、それが審査請求人の新たな行政相談には当たるものではないと

して、新たに相談対応票を作成しなかったとしても、不合理な取扱いであるとはいえないところ、本件電話連絡を受けて、新たな相談対応票が作成されたことをうかがわせる事情はない。

さらに、諮問庁が上記第3の2(1)アで説明する本件対象保有個人情報1の探索の範囲等についても、特段の問題があるとは認められない。

したがって、北海道管区行政評価局において本件対象保有個人情報1を保有しているとは認められない。

(3) 本件対象保有個人情報2ないし本件対象保有個人情報6について

諮問庁の説明は、上記第3の2(1)イないしカのとおりであるところ、本件対象保有個人情報2ないし本件対象保有個人情報6の内容等に照らし、この説明が不自然、不合理であるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。そして、上記第3の2のとおり、処分庁が行った北海道管区行政評価局総務行政相談部首席行政相談官の執務室内、書庫及び共用ドライブ内の探索につき、その範囲等に特段の問題はないと認められることも併せ考えれば、上記の諮問庁の説明は是認できる。

(4) したがって、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、北海道管区行政評価局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1（本件対象保有個人情報の記録された文書）

審査請求人が平成 27 年月日不明に北海道管区行政評価局に行政相談した案件（「法務局から、通報者から照会がない限りは結果を知らせないということは、行政サービス上の観点から好ましくないとして、照会がなくても結果を通知することとした。」旨の説明があったとの連絡をした）について、そのことが分かる資料

文書 1 相談対応票

文書 2 審査請求人が総務省に苦情の書簡を送付したことに対し、特定職員 A が特定職員 C に上記法務局の新たな対応について報告した文書

文書 3 審査請求人の保有個人情報訂正請求書に対し、特定職員 B が特定職員 A に確認した文書

文書 4 北海道管区行政評価局が総務省に事前協議した文書

文書 5 審査請求人の審査請求に対し、処分庁が諮問庁にそのてん末を回答した文書

文書 6 総務省理由説明書及び諮問第 5 2 号の答申書の根拠となる資料など

別紙 2（意見書 1）

1 ○ 理由説明書

北海道管区行政評価局に事実関係を確認したところ、平成 28 年 3 月 16 日付け総評相第 45 号による審査会への諮問（第 52 号）に際して、諮問庁から審査会に提出した理由説明書に記載したとおり、①月日は不明であるが、北海道管区行政評価局の職員が審査請求人からの電話により、「②法務局から、通報者から照会がない限りは結果を知らせないということは、行政サービス上の観点から好ましくないとして、照会がなくても結果を通知することとした旨の説明があった。」との連絡を受けている。しかしながら、当該審査請求人から連絡に係る事案（特定受付番号）の処理は、（特定月日 A（特定年月日 A と同じ月日。以下同じ。）に）③「法務局では、通報者から照会があった場合は、調べて伝えることができる」旨を④審査請求人からの連絡があった以前に完結しており、北海道管区行政評価局では、相談事案の完結後の状況については、記録する必要はないと判断したものである。

● 理由説明書の虚偽の部分

②月日不明に、法務局が○○に電話をかけた事実はない。

①④月日不明に、○○が特定職員 A に電話をかけた事実はない。

③従前回答した通り、法文上の規定がないところから、結果についてはお知らせしない。

特定月日 A 現在の法務局の見解（特定年月日 D～特定月日 B（特定年月日 B と同じ月日。以下同じ。）まで）

今後の取扱い（特定年月日 B 以降）として、その結果のみ通知する。

携帯電話には着信履歴、発信履歴が残るので、年月日時間不明ということはない。

例）法務局民事行政部総務課特定職員 D からの電話着信記録

特定年月日 E 特定時間 A

他は、全てメールなので証拠書類で残っているが、そのような連絡はない。

例）北海道管区行政評価局特定職員 A からの電話着信履歴

特定年月日 F 特定時間 B，特定年月日 A 特定時間 C

全て、特定職員 C と特定職員 A のねつ造です。

2 告訴状を提出したので、東京地方検察庁と連携の上、審査をお願いします。

- 法務局の新たな対応＝事実は、特定月日 B 以前、以降で対応を変えた。従前回答したとおり、法文上の規定がないことから、結果については

お知らせしない旨、説明したところですが、申立人に対し、その結果をお知らせしないことは、行政サービスの観点から好ましくないと判断し、今後の取扱いとしてその結果のみ通知する。

- 理由説明書による新たな対応（虚偽公文書作成罪に相当）

通報者に対して結果（処分又は不処分）を通知する規定はない（～特定月日A）。→通報者からの照会があれば、一般業務サービスとして回答できる（特定月日A～）。→照会がなくても結果を通知する（月日不明～）。

3 特定職員Cのねつ造の証拠

- 相談対応票 ねつ造している。法務局に照会していない。特定行政相談委員に電話していない。

特定年月日A 特定時間D 行政相談（特定行政相談委員受理）－特定時間E FAX（特定職員A 受理）－時間不明法務局氏名不詳Aへ電話照会－時間不明法務局氏名不詳Bから電話回答－時間不明電話回答（特定行政相談委員へ）－特定時間C 電話回答（〇〇へ）

変更前：処分不処分に係る通知規定がないので、通知しない。

変更後：照会があれば、一般業務サービスとして調べて伝えることができる。

行政相談委員に調査結果を回答したところ、相談者が帰ったので、管区局から相談者に直接回答してほしいとのことであったので、電話で回答し完結する。（特定年月日A）

月日不明 特定職員Cのねつ造電話

さらに変更：照会がなくても結果を通知することとした。

- 総務省行政相談業務室特定年月日Gメール 事実を記載している。

変更前：（法令に規定がないため申立人への通知を行っていない）

平成29年（行個）諮問第143号

変更後：「申立人に対し、その結果をお知らせしないことは、行政サービスの観点から好ましくないと判断し、今後の取扱いとしてその結果のみ通知することとする」

〇〇様からの「特定行政相談委員に法務局が対応を変更したことを伝えてほしい」旨の以下のメールについては、本日（特定年月日G）北海道管区行政評価局に連絡しましたのでお伝えいたします（同局は、同委員にその旨お伝えするとのこと）。

特定行政相談委員の証言：特定月日Aに特定職員Aから「照会があれば、一般業務サービスとして調べて伝えることができる」という回答の電話はなかった。

別紙 3（意見書 2）

私（審査請求人を指す。）が、開示請求したのは、諮問第 5 2 号総務省理由説明書に記載のある平成 2 7 年月日不明に審査請求人が特定職員 A に電話で連絡「法務局から、通報者から照会がない限りは結果を知らせないということは、行政サービス上の観点から好ましくないとして、照会がなくても結果を通知することとした。」について岡田雄一・池田陽子・下井康史各委員が確認した書類（①～⑥のうちどれか）である。

・②は電話報告と称しているが、メールなので、存在する。

〇〇→ 特定職員 C →特定職員 A→ 〇メール 特定職員 C→〇〇
（特定月日 C 手紙） （特定月日 D メール） （特定月日 E ×電話）（特定月日 F メール） 前回の意見書（意見書 1 を指す。）に添付（添付資料省略）

（参考）

△法務省理由説明書平成 3 0 年（行個）諮問第 1 8 3 号，第 1 8 4 号によれば，特定年月日 A に法務局から特定職員 A に電話をかけた記録はない。特定年月日 I 頃に法務局から〇〇及び特定職員 E に電話をかけた記録はない。法務局職員は「特定職員 A」，「特定職員 E」という名前は記憶にない。

□法務局の懲戒処分しない時の取扱い：法務局総務課から〇〇宛てメール前回添付（添付資料省略）

特定年月日 H 法務局メール

同法は，懲戒処分しない時についてその旨及びその結果に至る内容を公表する規定はありません。（＝従前回答）

特定年月日 I 法務局メール・特定月日 F 総務省特定職員 C から〇〇宛てメール

従前回答したとおり，法文上の規定がないことから，結果についてはお知らせしない旨，説明したところです。しかしながら，申立人に対しその結果をお知らせしないことは，行政サービスの観点から好ましくないと判断し，今後の取扱いとして，その結果のみ通知することといたします。

◇北海道管区行政評価局の主張（ねつ造）

特定年月日 A（法務局氏名不詳性別不明→電話→特定職員 A）

照会があれば，一般業務サービスとして調べて伝えることができる。

平成 2 7 年月日不明

（法務局氏名不詳性別不明→着信履歴無電話→〇〇→発信履歴無電話→特定職員 A）

照会がなくても結果を通知する。

法務局に記録ない。担当者に記憶ない。〇〇は特定職員Aに電話をしていない。法務局の懲戒処分しない時の取扱い（その結果のみ通知）とも違うのは、特定職員Aが「法務局の新たな対応」をねつ造した証拠である。全て、ねつ造なので、北海道管区行政評価局の執務室内，書庫，行政相談総合システム及び共用ドライブ内を探索しても，存在しない。